

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.74

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



OBC BUSINESS CONSULTANTS CO., LTD.

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書

2021年11月30日時点

銀行支店辞書

2021年12月6日時点

市町村辞書

2021年12月6日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.73

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書

2021年9月30日時点

銀行支店辞書

2021年10月4日時点

市町村辞書

2021年10月4日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.71

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

健康保険と厚生年金の資格喪失原因に「11：社会保障協定」が追加	2
搭載辞書を更新	2

- **健康保険と厚生年金の資格喪失原因に「11：社会保障協定」が追加**

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで設定する健康保険、厚生年金、厚生年金基金の資格喪失原因の選択肢に「11：社会保障協定」が追加されます。

また、選択肢の桁数が1桁から2桁へ変更されます。

◀ **関連メニュー** ▶

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	2021年1月29日時点
銀行支店辞書	2021年2月1日時点
市町村辞書	2021年1月4日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.70

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

《改正情報》	
源泉徴収票の新様式に対応	2
源泉徴収簿の奉行サプライが追加	3
管理資料の年末調整に関する項目名が変更	4
住宅借入金特別控除等の改正に対応	4
ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更	5
基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	5
《機能追加》	
前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	5
搭載辞書を更新	5

《改正情報》

● 源泉徴収票の新様式に対応

令和2年分の給与所得の源泉徴収票については、所得金額調整控除の創設、基礎控除の見直し、未婚のひとり親への対応及び寡婦控除の見直し等により、項目名・記載内容が変更されました。

これに伴い、当システムの[年末調整]-[源泉徴収票]メニューの様式が、以下のように変更されました。

「給与所得控除後の金額（調整控除後）」に変更されます。所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を控除した後の金額が表示されます。

「基礎控除額」は、基礎控除額が48万円以外の場合に表示されます。
※基礎控除の適用がない場合は、0が表示されます。

「所得金額調整控除額」は、所得金額調整控除の適用がある場合に表示されます。

寡婦またはひとり親に該当する場合は、「○」が表示されます。
※年の途中で年末調整をしている場合で、改正前の寡婦控除、寡夫控除または寡婦控除の特例の適用がある場合は、「○」は表示されません。摘要欄に表示されます。

元号が漢字で表示されます。

※これに伴い、奉行サプライ[6109]単票源泉徴収票および[6009]源泉徴収票も変更されました。令和2年分の源泉徴収票を印刷する場合は、新しい様式に対応した奉行サプライに印刷してください。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]メニュー

● 源泉徴収簿の奉行サプライが追加

年末調整の改正に伴う項目名の変更・追加に伴い、新たに奉行サプライの「源泉徴収簿」をご用意しました。

- ・ [5169]単票源泉徴収簿（横型）
- ・ [5168]単票源泉徴収簿（縦型）
- ・ [5068]源泉徴収簿

【[5169]単票源泉徴収簿（横型）】

The screenshot displays a spreadsheet-style interface for a single-source tax ledger. The main table has columns for employee ID, name, address, and various tax-related fields. A vertical label on the left side reads '令和2年分給与所得に対する源泉徴収簿' (Single-source tax ledger for 2020 fiscal year salary and income). The right side of the screen shows a summary section with various calculated values and a '平均' (Average) section at the bottom.

【[5168]単票源泉徴収簿（縦型）】

The screenshot displays a vertical version of the single-source tax ledger. It features a similar layout to the horizontal version, with a main data table and a summary section on the right. The vertical orientation is designed for printing on a landscape-oriented sheet of paper.

印刷する奉行サプライにあわせて、[源泉徴収簿 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。

※今までの旧様式の奉行サプライ（[5167]単票源泉徴収簿（横型）、[5166]単票源泉徴収簿（縦型）、[5066]源泉徴収簿、[5162]単票源泉徴収簿（横型）、[4161]単票源泉徴収簿（縦型）、[4061]源泉徴収簿）に印刷することもできます。

なお、令和2年分を旧様式の奉行サプライに印刷した場合は、「給与所得控除後の給与等の額」には調整控除後の金額、ひとり親の場合は本人欄に「ひとり親」が印字されます。

注意

以下の旧様式の奉行サプライには、印刷することはできません。

申し訳ございませんが、新しい奉行サプライをご利用ください。

[5104]単票源泉徴収簿（横型） [4104]単票源泉徴収簿（縦型） [1695]源泉徴収簿

● 管理資料の年末調整に関する項目名が変更

[年末調整処理]メニューの計算結果画面の項目名（所得金額調整控除額・＜調整控除後＞・扶養障害者等控除額・基礎控除額）にあわせて、以下の管理資料でも同じ項目名が表示されるようになりました。

- ・[年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー

※追加された項目を集計する場合は、条件設定画面の[集計項目設定]ページで、項目を選択してください。

● 住宅借入金特別控除等の改正に対応

居住の用に供した日が、令和1年10月1日以後において、特別特定取得に該当するか否かで住宅借入金の控除限度額が変わります。

「特別特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの「特定取得区分」の項目名が、「（特別）特定取得区分」に変更されました。

令和2年分の年末調整では、住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日に「（特別特定）」が印字されている場合は、（特別）特定取得区分を「2：特別特定取得」、「（特定）」が印字されている場合は「1：特定取得」を選択します。

また、令和1年以降に住宅を取得した場合の住宅借入金等特別控除申告書の様式が変わったことに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの居住開始年月日が「平成31年1月1日」以降の場合は、居住用割合が直接入力できるようになりました。

所得控除等	税額控除	中途入社
【税額控除情報】 2以上(W)...		
居住開始年月日	令和 1年 10月 1日	
取得対価の額	0	
家屋土地等の総面積		m ²
居住用部分の面積		m ²
居住用割合	100.0%	
控除額適用区分	0 現行特別控除	
（特別）特定取得区分	2 特別特定取得	
借入金等年末残高	0	
特定増改築借入残高	0	
住宅借入金等控除額	0	

※居住割合の項目名が、居住用割合に変更されました。

※居住用割合を直接入力する場合は、家屋土地等の総面積と居住用部分の面積は入力できなくなります。

※居住用割合、家屋土地等の総面積、居住用部分の面積は、[年末調整処理 - 条件設定]画面の[入力設定]ページで、「住宅借入金等の取得対価の額と面積を入力する」にチェックを付けると表示されます。

● ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更

ひとり親控除の創設に伴い、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの寡婦(夫)区分が、[随時処理]-[年次更新]メニューで2021年(令和3年)に年次更新を実行すると、「寡婦/ひとり親区分」に変更されます。

※2020年(令和2年)の年末調整処理の処理状況が「処理済」の場合は、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦/ひとり親区分」の設定が反映されます。

年末調整処理の処理状況が「未処理」の場合(年末調整区分が「0:年調不要」の社員を含む)は、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」で設定されていた選択肢が、以下のように変更されます。

- ・「0:対象外」の場合は「0:対象外」
- ・「1:寡婦(夫)」で性別が女性の場合は「1:寡婦」
- ・「1:寡婦(夫)」で性別が男性の場合は「2:ひとり親」
- ・「2:特別寡婦」の場合は「2:ひとり親」

また、退職社員は退職時点の寡婦(夫)区分の情報が表示されます。

※処理年が「2020年(令和2年)」以前の場合は、「寡婦(夫)区分」になります。

● 基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞

『年末調整申告書クラウド』で提出された令和2年の年末調整申告書データ(令和2年から改正された「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」含む)を、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。

＜機能追加＞



● 前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞

当システムで前年の年末調整処理を行っていた場合は、当年の年末調整の際に[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニューで利用者情報を更新すると、前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携できるようになりました。

『年末調整申告書クラウド』で申告書を提出する際に、前年の収入金額を確認しながら入力することができるようになります。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2020年9月30日時点
銀行支店辞書	2020年10月5日時点
市町村辞書	2020年8月3日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.69

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

《改正情報》	
基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に対応	2
《機能追加》	
搭載辞書を更新	4

《改正情報》

- 基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に対応

令和2年分の年末調整の改正に伴い、年末調整計算ができるようになりました。

退職社員や非居住者となる社員がいる場合に、年の途中で年末調整計算を行うことができます。

[年末調整処理]メニューが以下のように変更されます。

[年末調整処理]画面の[家族・所得税]ページ

ひとり親控除の創設に伴い、「寡婦(夫)区分」が「寡婦／ひとり親区分」に変更されました。

所得控除等	税額控除	中途入社	家族・所得税								
【家族情報】											
No	フリガナ	性別	生年月日	配偶者の有無	0	配偶者なし	【所得控除情報】				
	氏名	婚姻	同居区分	死亡年月日		居住者区分	寡婦／ひとり親区分	0	対象外		
配偶		0	男性	年 月 日	年 月 日	0	障害者区分		0	対象外	
		00	0	対象外	0	控除対象外	0	障害者区分		0	対象外
子		0	男性	2010年 5月 10日	年 月 日	0	居住者	未成年者区分	0	対象外	
		01	子	0	対象外	9	年少扶養	災害者区分	0	対象外	
								外国人区分	0	対象外	

※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」は変更されません。

[年末調整処理]画面の[所得控除等]ページ

基礎控除の見直し及び所得金額調整控除の創設に伴い、従来の「給与所得者の配偶者控除等申告書」との兼用様式として「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に様式が改められました。

これに伴い、「基礎控除申告書の提出」「基礎控除額」「所得調整控除申告書の提出」「所得金額調整控除額」が追加されました。

基礎控除申告書の提出を「1：あり」に設定すると、
基礎控除額が自動計算されます。

The screenshot shows a tax calculation interface with several sections:

- 所得控除等 (Income Deductions):** A table listing various deductions like 一般所得控除, 介護医療費控除, etc., with their respective amounts.
- 基礎控除情報 (Basic Exemption Information):** A section where '基礎控除申告書の提出' (Submission of basic exemption statement) is set to '1 あり' (Yes), resulting in a '基礎控除額' (Basic exemption amount) of 480,000.
- 所得金額調整控除情報 (Income Amount Adjustment Exemption Information):** A section where '所得調整控除申告書の提出' (Submission of income adjustment exemption statement) is set to '0 なし' (None), resulting in a '所得金額調整控除額' (Income amount adjustment exemption amount) of 0.
- 計算結果 (Calculation Results):** A table showing the final calculated amounts, including '基礎控除額' (480,000) and '所得金額調整控除額' (0).

Red boxes in the image highlight the '基礎控除情報' and '所得金額調整控除情報' sections, and their corresponding values in the '計算結果' table.

所得調整控除申告書の提出を「1：あり」に設定すると、
所得金額調整控除額が自動計算されます。

※[年末調整処理 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理方法が「入力だけを先に行う<先入力>」の場合は、基礎控除額・所得金額調整控除額は計算されません（「***, ***, ***」で表示されます）。

参考

以下の控除を受けた場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]メニューで摘要欄に印刷されます。

- ・基礎控除の額 ○〇円
※基礎控除額が480,000円以外の場合に印刷されます。
- ・所得金額調整控除額 ○〇円 家族の氏名
- ・寡婦またはひとり親

注意

奉行サプライの令和2年分の「源泉徴収票」の提供は、11月を予定しております。
それまでは、令和1年分の源泉徴収票をご利用ください。

注意

今回のプログラムから令和2年分の年末調整計算を行うことができますが、以下については変更されていません。

○年末調整一覧表や源泉徴収簿兼賃金台帳などの管理資料の項目名

○源泉徴収票や源泉徴収簿などの奉行サプライ

上記につきましては、例年11月に提供される「年末調整対応プログラム」で対応する予定です。

《機能追加》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2020年4月30日時点
銀行支店辞書	2020年5月7日時点
市町村辞書	2020年1月6日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.68

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

《改正情報》	
雇用保険の適用拡大等に伴う対応	2
《機能追加》	
搭載辞書を更新	3

《改正情報》

● 雇用保険の適用拡大等に伴う対応

2020年4月より、高年齢被保険者の雇用保険料の免除措置が廃止されます。
これに伴い、当システムでは、以下のように変更されます。

社員情報更新の変更点

[社員情報登録]メニューの[労働保険]ページの雇用保険区分が「2：免除高年齢者」の社員がいる場合は、給与処理月を進める際に、自動的に「2：免除高年齢者」から「1：計算する」に変更されます。

該当する社員がいる場合は、[社員情報更新]画面の[資格喪失等]ページに表示されます。雇用保険区分が「1：計算する」に変更されることで、給与処理で雇用保険料が計算されるようになります。



社員番号	氏名	年齢	生年月日	更新理由
100003	小山 信一	66	昭和29年 9月19日	高年齢労働者の猶予免除の廃止

※自動的に変更される月は、[導入処理]-[運用設定]-[労働保険設定]-[労働保険設定]メニューの[基本設定]ページの算定期間基準の設定により異なります。

算定期間基準が「賃金計算期間」の場合は、4月1日を賃金計算期間に含む給与処理月以降に判定されます。

▼例

- 賃金計算期間3月16日～4月15日で、給与処理月4月（4月25日支払）の場合は、給与処理月4月から判定されます。
- 賃金計算期間4月1日～4月30日で、給与処理月5月（5月10日支払）の場合は、給与処理月5月から判定されます。
- 算定期間基準が「給与処理月」の場合は、給与処理月4月以降に判定されます。

※上記に伴い、[社員情報更新]画面の[徴収対象外]ページの名称は、[資格喪失等]ページに変更されます。

賞与処理の変更点

[社員情報登録]メニューの[労働保険]ページの雇用保険区分が「2：免除高齢者」であっても、賞与の支給日が2020年4月1日以降であれば、雇用保険料が計算されるようになります。

※賞与の支給日が2020年4月1日より前の場合は、年齢から「免除高齢者」に該当する社員の雇用保険料は計算されません。

≪機能追加≫

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2019年12月27日時点
銀行支店辞書	2020年1月6日時点
市町村辞書	2020年1月6日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.67

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

《改正情報》		
	令和2年分源泉徴収税額表に対応	2
	源泉徴収票の令和对応	2
《機能追加》		
	年末調整データの入力方法を改善	2
	搭載辞書を更新	4

《改正情報》

● 令和2年分源泉徴収税額表に対応

令和2年分の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改正されました。

当システムでは、令和2年1月の給与（賞与）処理から、新しい税額表をもとに所得税が計算されます。

※令和1年以前の給与（賞与）処理を行う場合は、令和1年以前の税額表で所得税が計算されます。

● 源泉徴収票の令和対応

省庁から新元号に対応した様式が発表されたことに伴い、源泉徴収票が「令和」で印字されるようになりました。

《関連メニュー》

- ・ [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]メニュー

注意

源泉徴収簿（[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー）は、国税庁の様式にあわせて「平成31年分」と印字されます。「令和1年分」に訂正する必要はありません。

《機能追加》



● 年末調整データの入力方法を改善

給与（賞与）データをもとに本人の合計所得見積額を自動計算可能

年末調整処理年が「平成30年（2018年）」の年末調整では、[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの本人の合計所得見積額欄に金額を入力していました。

「令和1年（2019年）」の年末調整では、給与（賞与）データをもとに集計するように変更されました。

入力する必要がないため、[所得控除等]ページの本人の合計所得見積額欄は削除されました。

また、「配偶者の合計所得見積額」の項目名が、「配偶者合計所得」に変更されました。

なお、給与所得以外の所得がある場合は、後述**給与所得以外の所得の入力欄が追加**をご参照ください。

配偶者控除等申告書の提出欄が追加

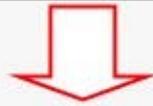
[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページに、配偶者控除等申告書の提出欄が追加されました。

配偶者控除等申告書の提出があれば「1：あり」を、提出がなければ「0：なし」を選択します。

「0：なし」の場合は、配偶者控除額または配偶者特別控除額は計算されません。

変更前（平成30年（2018年）の場合）

所得控除等		税額控除	中途入社	家族・所得税
【保険料控除情報】				【配偶者控除等情報】
一般生命保険料	新			合計所得見積額 本人
	旧			配偶者
介護医療保険料				老人控除対象配偶者
個人年金保険料	新			配偶者控除額
	旧			配偶者特別控除額



変更後（令和1年（2019年）の場合）

所得控除等		税額控除	中途入社	家族・所得税
【保険料控除情報】				【配偶者控除等情報】
一般生命保険料	新			配偶者合計所得
	旧			配偶者控除等申告書の提出
介護医療保険料				老人控除対象配偶者
個人年金保険料	新			配偶者控除額
	旧			配偶者特別控除額

※年末調整処理年が「平成30年（2018年）」の場合は、変更前の入力方法になります。

給与所得以外の所得の入力欄が追加

[年末調整]-[給料等調整入力]メニューに、給与所得以外の所得欄が追加されました。
「給与所得者の配偶者控除等申告書」のあなたの合計所得金額（見積額）欄に、給与所得以外の所得が複数ある場合は、合計した金額を入力します。

The image shows two screenshots from a tax adjustment software. The top screenshot is the main adjustment screen with a red box around a table header. The bottom screenshot is a detailed adjustment table with a red box around the 'Income other than salary income' field.

【給料・賞与等調整情報】			
	給料・手当等	賞与等	その他
総支給額			
非課税額			
課税支給額			
社会保険料			
うち小規模共済出金			
所得税			
【合計所得の見積額情報】			
給与所得以外の所得			

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2019年8月30日時点
銀行支店辞書	2019年9月2日時点
市町村辞書	2019年5月31日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.66

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

《改正情報》	
仕訳連動する際に旅客運賃（通勤手当）の消費税経過措置に対応 ＜『勘定奉行シリーズ』『奉行J -会計編-』をお使いの場合＞	2
食事手当の消費税軽減税率に対応	3
《機能追加》	
搭載辞書を更新	3

《改正情報》

● 仕訳連動する際に旅客運賃（通勤手当）の消費税経過措置に対応 ＜『勘定奉行シリーズ』『奉行J-会計編-』をお使いの場合＞

2019年10月1日より、消費税率が「10%」に引き上げられます。

ただし、仕訳伝票日付が2019年10月1日以後であっても、その経過措置として、旅客運賃（通勤手当）の消費税額を消費税率「8%」で仕訳伝票を作成する場合があります。

これに伴い、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューが、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[仕訳伝票作成]メニューで仕訳伝票を作成する際に、給与データの通勤手当について、消費税率「10%」で計算された仕訳伝票の作成を開始する給与処理月（消費税率10%適用給与処理月）を設定するように変更されました。

消費税率10%適用給与処理月以後の仕訳伝票は、弊社の『奉行シリーズ』の会計システムで受け入れる際に、通勤手当の消費税額が消費税率「10%」で計算されます。

注意

○今回のプログラムで作成した仕訳伝票は、弊社の『奉行シリーズ』の会計システムも「2019年10月施行 消費税改正対応プログラム」以降のプログラムで受け入れる必要があります。

○旅客運賃（通勤手当）の消費税額が消費税率「8%」で計算された仕訳伝票を作成する必要がある場合は、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューで消費税率10%適用給与処理月を設定する必要はありません。

※[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューで消費税率10%適用給与処理月を設定していない場合は、弊社の『奉行シリーズ』の会計システムで仕訳伝票を受け入れると、仕訳伝票日付にもとづいて、消費税額が計算されます。

入力順序	社員番号順	
社員番号	氏名	消費税率10%適用給与処理月
100000	山田 一朗	2019年 10月分 から
100001	川谷 しげる	2019年 11月分 から
100002	小川 いずみ	2019年 10月分 から
100003	小山 信一	2019年 11月分 から
100004	新井 清雄	2019年 10月分 から
100005	麻田 徳治	2019年 10月分 から
100006	加藤 恭子	2020年 1月分 から
100007	田中 敏夫	2020年 1月分 から
100008	森川 光男	2019年 10月分 から

※初期値として「2019年10月（令和1年10月）」が表示されます。

消費税率「10%」で計算された仕訳伝票の作成を開始する給与処理月を変更する社員の給与処理月だけ入力します。消費税率「8%」で計算された仕訳伝票を作成する必要がある場合は、「2019年10月（令和1年10月）」のままで問題ありません。

▼例

給与処理月10月に通勤手当を支給する場合

Aさん：2019年9月26日に、2019年10月1日～10月31日の通勤定期券を購入。

→消費税率は「8%」

Bさん：2019年10月1日に、2019年10月1日～10月31日の通勤定期券を購入。
→消費税率は「10%」

上記の場合は、消費税率10%適用給与処理月に、Aさんは11月以後（10月は消費税率「8%」の消費税額で良いため）の月を設定します。

Bさんは、「8%」で計算する必要がないので、当メニューで消費税率10%適用給与処理月を設定する必要はありません（「2019年10月」のままであれば、仕訳伝票日付をもとに10月から「10%」で計算されます）。

※[随時処理]-[労務費データ連動]メニューを使用している場合も、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューの設定にもとづいて、弊社の『奉行シリーズ』の会計システム側で消費税額が計算されます。

注意

○弊社の『奉行シリーズ』の会計システムで、仕訳伝票または労務費データを受け入れない場合は、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューを設定する必要はありません。

○給与の支給18および支給18-1以外の支給項目を通勤手当として使用している場合は、[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[旅客運賃消費税経過措置設定]メニューの設定は反映されませんので、ご注意ください。

● 食事手当の消費税軽減税率に対応

2019年10月1日より、消費税率が「10%」に引き上げられます。

2019年10月1日以後に支給される食事手当については、その種類に応じて軽減税率の対象となります。

これに伴い、[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニューの給与の[支給]ページの課税区分の選択肢に「4：食事手当（軽減）」が追加されます。

仕出し弁当など食事手当に軽減税率（8%）を適用する場合は、「4：食事手当（軽減）」を選択します。

あらかじめ「4：食事手当（軽減）」に変更していても、給与データ入力画面の賃金計算期間の終了日が「2019年10月1日以後」の給与処理月から設定が反映されます。

参考

[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニューの給与の[支給]ページの課税区分に応じて、食事手当の消費税の内税（「3：食事手当」の場合は10%、「4：食事手当（軽減）」の場合は8%）が自動計算されます。

≪機能追加≫

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2019年5月31日時点
銀行支店辞書	2019年6月3日時点
市町村辞書	2019年5月31日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.65

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

《改正情報》	
新元号(改元)に対応	2
《機能追加》	
月額変更届と算定基礎届の70歳以上被用者の届出に対応	2
搭載辞書を更新	3

《改正情報》

● 新元号(改元)に対応

5月以降の給与（賞与）から新元号で表示されるようになります。

○日付の入力では、暦表示が和暦の場合に、元号「明治」～「平成」に新元号が追加されます。

○画面表示や印刷、転送・汎用データ作成では、暦表示が和暦の場合に改元日以後は新元号で出力されます。

○汎用データ受入では、「日付」項目の書式が和暦形式の場合に、改元日以後は新元号の日付で受け入れできます。

※なお、改元日以後に「平成」の日付のままでも受け入れできます。

例) 「平成31年5月」は「新元号1年5月（2019年5月）」として受入

《機能追加》

● 月額変更届と算定基礎届の70歳以上被用者の届出に対応

今までは、月額変更届と算定基礎届の70歳以上被用者の届出には対応していませんでした。今回から、[社会保険]-[月額変更処理]メニューや[社会保険]-[算定基礎処理]メニューで、月額変更届や算定基礎届における70歳以上被用者の届出に対応しました。70歳以上被用者がいる場合は、月額変更届や算定基礎届に出力されます。

健康証番号 (厚生処理番号)	生年月日	性別	健康の証明	厚年の証明
4560124 (256052)	昭和22年 9月 1日	1:男子	0410 千円	
4月	31日	円	円	円
5月	30日	円	円	円
6月	31日	円	円	円

注意

○70歳以上被用者がいる場合は個人番号が出力されますので、取り扱いにはご注意ください。

また、個人番号が登録されていない場合は、[社員情報]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページの基礎年金番号が出力されます。

○平成30年3月5日より前の届出様式（旧様式）で月額変更届や算定基礎届を作成する場合は、届出書が分かれているため、今までと同様に70歳以上被用者の届出には対応していません。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社会保険]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]メニュー

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2019年2月28日時点
銀行支店辞書	2019年4月1日時点
市町村辞書	2019年2月28日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.63

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

改正情報	
配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正に対応	2
源泉徴収票の新しい様式に対応	4
源泉徴収簿の奉行サプライが追加	6
配偶者控除等申告書データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	7
国民の祝日に関する法律の一部改正に対応	7
機能追加	
社会保険の磁気媒体での届出について、旧様式で作成可能	7
賞与支払届の70歳以上被用者の届出に対応	8
搭載辞書を更新	8

改正情報

● 配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正に対応

平成30年の年末調整で、「配偶者控除」および「配偶者特別控除」の控除額が、以下のように変更されます。

【配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧表】

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)		
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	900万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)
配偶者控除	配偶者の合計所得 38万円以下 <small>(給与所得だけの場合の配偶者の 給与等の収入金額は103万円以下)</small>	38万円	26万円	13万円
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
配偶者特別控除 (給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額)	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下 <small>(103万円超 ~ 150万円以下)</small>	38万円	26万円	13万円
	85万円超 90万円以下 <small>(150万円超 ~ 155万円以下)</small>	36万円	24万円	12万円
	90万円超 95万円以下 <small>(155万円超 ~ 160万円以下)</small>	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下 <small>(160万円超 ~ 166万7,999円以下)</small>	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下 <small>(166万7,999円超 ~ 175万1,999円以下)</small>	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下 <small>(175万1,999円超 ~ 183万1,999円以下)</small>	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下 <small>(183万1,999円超 ~ 190万3,999円以下)</small>	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下 <small>(190万3,999円超 ~ 197万1,999円以下)</small>	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下 <small>(197万1,999円超 ~ 201万5,999円以下)</small>	3万円	2万円	1万円
	123万円超 <small>(201万5,999円超)</small>	0円	0円	0円

以下の場合、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

- ・ 社員の合計所得金額の見積額が1,000万円（給与所得だけの場合は給与の収入金額が1,220万円）を超える場合
- ・ 配偶者の合計所得金額の見積額が123万円（給与所得だけの場合は給与の収入金額が2,015,999円）を超える場合

これに伴い、当システムでは以下のように変更されました。

[年末調整処理]メニューの変更点

【[所得控除等]ページに入力項目が追加】

[所得控除等]ページに、【配偶者控除等情報】が追加されました。

本人と配偶者の合計所得見積額を入力すると、配偶者控除額または配偶者特別控除額が自動計算されます。

【[税額控除]ページが追加】

[税額控除]ページが追加されました。

今まで[所得控除等]ページにあった【税額控除情報】の入力欄が、[税額控除]ページに移動しました。

処理年が平成29年以前であっても、【税額控除情報】は[税額控除]ページに表示されます。

【配偶者の扶養区分と配偶者区分を[社員情報登録]メニューと同様に表示】

[家族・所得税]ページの配偶者の扶養区分と配偶者区分の選択肢が、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページと同様の選択肢（「0：控除対象外」「1：源泉控除配偶」）に変更されました。

年末調整の配偶者控除額または配偶者特別控除額の計算には影響ありません。

その他の変更点

【年末調整に関する項目名が変更】

今まで、年末調整一覧表や源泉徴収簿兼賃金台帳などの管理資料では、配偶者控除額は「配偶扶養基礎控除額」に、配偶者特別控除額は「配偶者特別控除額」に集計されていました。

今回から、配偶者控除額と配偶者特別控除額は「配偶者（特別）控除額」に集計されます。

また、「配偶扶養基礎控除額」の項目名は、「扶養基礎控除額」に変更されます。

区 分	金 額	税 額
給料・手当等	4,303,617	56,340
賞 与 等	821,500	42,687
中途調整収入	0	0
計	5,125,117	99,027
<給与所得控除額>	3,559,200	配偶者合計所得
社会保 険料等	給与控除分 768,093	1,200,000
控除額	申告控除分 0	旧長期損害保険料
控除額	小規模共済掛金 0	0
生命保険料控除額	50,000	小規模共済掛金
地震保険料控除額	15,000	0
配偶者（特別）控除額	60,000	国民年金保険料
扶養基礎控除額	2,220,000	0
<所得控除合計額>	3,113,093	
<課税給与所得>	446,000	
<算出所得税額>		22,300
住宅借入金等控除額		0
<年額所得税額>		22,300
<年 額 年 税 額>		22,700
<差引過不足額>		-76,327
超過額	給与徴収税額に充当する金額	6,300
	未徴収税額に充当する金額	0
	差引還付する金額	70,027
の精算	同上的	本年中に還付する金額
うち		翌年に還付する金額
不足額	本年最後の給与から徴収する金額	0
の精算		翌年に繰り越して徴収する金額
		0

[年末調整処理]画面の[人的控除額内訳表示]画面からも、配偶者控除欄はなくなります。

【個人番号一括入力で集計される配偶者の条件を変更】

平成30年に新設された「給与所得者の配偶者控除等申告書」には、配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受ける配偶者の個人番号が必要になります。

これに伴い、今まで[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニューでは源泉控除対象配偶者または健康保険の扶養となる配偶者が集計されていましたが、今回からすべての配偶者（[社員情報]-[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの配偶者の有無が「1：配偶者あり」の場合）が集計されるようになりました。今まで個人番号が必要なかった配偶者の個人番号も登録できます。

関連メニュー

- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]メニューの各メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整一覧表]メニューの各メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[奉行連動データ作成]-[法定調書奉行データ作成]メニュー

● 源泉徴収票の新しい様式に対応

平成30年分以後の給与所得の源泉徴収票については、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しにより、項目名・記載内容が変更されました。

これに伴い、当システムの[年末調整]-[源泉徴収票]メニューの様式が、以下のように変更されました。

「(源泉) 控除対象配偶者の有無等」に変更されます。

「配偶者(特別) 控除の額」に変更されます。

摘要欄には、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名と(同配)が表示されます。

「(源泉・特別) 控除対象配偶者」に変更されます。

これに伴い、奉行サプライ[6109]単票源泉徴収票および[6009]源泉徴収票も変更されました。平成30年分の源泉徴収票を印刷する場合は、新しい様式に対応した奉行サプライに印刷してください。

参考

年の途中で退職した社員など、年末調整しない社員が源泉控除対象配偶者を有している場合は、源泉徴収票の配偶者の合計所得欄に、当年の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載することになりました。

当システムでは、該当する社員の場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]メニューで を押すと、配偶者の合計所得が入力できるようになりました。

該当する社員の場合は、[入力]を押して、配偶者の合計所得を入力します。

関連メニュー

- ・ [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]メニュー

● 源泉徴収簿の奉行サプライが追加

年末調整の改正に伴う項目名の変更・追加に伴い、新たに奉行サプライの「源泉徴収簿」をご用意しました。

- ・ [5167] 単票源泉徴収簿 (横型)
- ・ [5166] 単票源泉徴収簿 (縦型)
- ・ [5066] 源泉徴収簿

【[5167] 単票源泉徴収簿 (横型)】

【[5166] 単票源泉徴収簿 (縦型)】

印刷する奉行サプライにあわせて、[源泉徴収簿 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。

今までの旧様式の奉行サプライ ([5162]源泉徴収簿 (横型)、[4161]源泉徴収簿 (縦型)、[4061]源泉徴収簿、[5104]源泉徴収簿 (横型)、[4104]源泉徴収簿 (縦型)、[1695]源泉徴収簿) に印刷することもできます。

平成30年分を旧様式の奉行サプライに印刷した場合は、項目名が以下のように印字されます。

扶養控除	課税区分	甲種	年末調整方法	単独年間
扶養控除	一般障害者	一般扶養親族	一般扶養親族	2
		特別障害者	特定扶養親族	2
	一般寡婦	老人扶養親族	老人扶養親族	1
		特別寡婦	同居老親等	1
	寡労働者	労働者		
		学生		
	配偶者	一般配偶者	一般障害者	
		老人配偶者	特別障害者	
	源泉控除対象配偶者	源泉控除対象配偶者	同居特別障害者	
区分			金額	税額
給料・手当等			4,303,617	56,340
賞与等			821,500	42,687
中途調整収入				
計			5,125,117	99,027
給与所得控除後の給与等の金額			3,559,200	配偶者の合計所得金額 (860,000 円)
社会保険料等			768,093	延長期間障害保険料支払額 (円)
控除額				小規模企業共済等掛金の 金額 (円)
生命保険料の控除額				国民年金保険料等の金額 (円)
地震保険料の控除額				
配偶者(特別)控除額			260,000	
配偶者(特別)控除額			2,220,000	
所得控除額の合計額			3,248,093	

- 配偶者控除等申告書データをダウンロード可能
 <『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合>

『年末調整申告書クラウド』で提出された平成30年の年末調整申告書データ（平成30年から改正された「配偶者控除等申告書」含む）を、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。

- 国民の祝日に関する法律の一部改正に対応

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）附則第10条により、国民の祝日に関する法律が一部改正され、平成31年（2019年）以降、12月23日は平日になります。

当システムでは、[随時処理]-[年次更新]メニューで平成31年（2019年）に年次更新すると、12月23日は平日になります。

機能追加

- 社会保険の磁気媒体での届出について、旧様式で作成可能

Ver.2.61で「平成30年3月 日本年金機構の届出様式」の変更に対応し、新様式での提出が可能になりました。しかし、新様式に対応していない健康保険組合があるため、今回から、社会保険の磁気媒体届書データを、平成30年3月5日より前の届出様式（旧様式）でも作成できるようになりました。磁気媒体届書データを旧様式で作成する場合は、各条件設定画面で「旧様式の仕様で作成する」にチェックを付けます。

提出元が社会保険労務士の場合は、「社労士コード」は各条件設定画面の[提出先設定]ページで設定します。

上図は、[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニューの画面です。

関連メニュー

- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]メニュー

● 賞与支払届の70歳以上被用者の届出に対応

今までは、社会保険の70歳以上被用者の届出には対応していませんでした。

今回から、[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニューで賞与支払届における70歳以上被用者の届出に対応しました。

70歳以上被用者がいる場合は、賞与支払届に出力されます。

健康保険番号	被保険者氏名	通算による額	現物による額	賞与額(合計)	備考
1357	岡井 英治	870,450	0	870千円	70歳以上被用者
12354	小川 英明	779,500	0	779千円	
27333	藤川 光男	429,340	0	429千円	
45111	松田 純子	365,250	0	365千円	

注 意

70歳以上被用者がいる場合は個人番号が出力されますので、取り扱いにはご注意ください。

また、個人番号が登録されていない場合は、[社員情報]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページの基礎年金番号が出力されます。

平成30年3月5日より前の届出様式（旧様式）で賞与支払届を作成する場合は、届出書が分かれているため、今までと同様に70歳以上被用者の届出には対応していません。

以下のメニューは、70歳以上被用者の届出には対応していません。

- ・ [社会保険]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]メニュー

● 搭載辞書の更新

郵便番号辞書 平成30年8月31日時点

銀行支店辞書 平成30年9月5日時点

市町村辞書 平成30年8月31日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.62 / Ver.2.61

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

改正情報	
平成30年3月 日本年金機構の届出様式の変更に対応	2
機能追加	
各種サービスの名称が変更 ＜『OBCマイナンバーサービス』『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	2
搭載辞書を更新	3

改正情報 -----

● 平成30年3月 日本年金機構の届出様式の変更に対応

日本年金機構の届出様式の変更に対応しました。
今回のプログラムから、変更後の磁気媒体届書データが作成されます。
また、新しく以下の弊社奉行サプライが追加されます。
月額変更届（[5163]単票被保険者月額変更届、[5063]被保険者月額変更届）
算定基礎届（[5164]単票被保険者算定基礎届、[5064]被保険者算定基礎届）
賞与支払届（[5165]単票被保険者賞与支払届、[5065]被保険者賞与支払届）
新しい奉行サプライのご購入は、以下のサイトをご参照ください。
<https://www.obcnet.jp/sup/>
旧様式の届出用紙で年金事務所に提出しても、受理していただけます。

関連メニュー

- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]メニュー

これに伴い、[社員情報]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページの資格喪失原因（健康保険・厚生年金保険・厚生年金基金）の選択肢「4：その他」の名称が「4：退職等」に変更されます。

機能追加 -----

● 各種サービスの名称が変更

＜『OBCマイナンバーサービス』『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

「OMSS+ 業務サービス」の各サービスの名称について、以下のように業務プロセスプラットフォーム「奉行クラウドEdge」の名称に変更されます。

変更前	変更後
OMSS+ OBCマイナンバーサービス	奉行Edge マイナンバークラウド
OMSS+ 年末調整申告書サービス	奉行Edge 年末調整申告書クラウド

なお、名称が変更されても、そのままお使いいただけます。
特別な作業（連携設定のやり直しなど）は必要ありません。（メニュー名だけ変更されています。）

変更前	変更後
[導入処理]-[運用設定]-[OBCマイナンバーサービス運用設定]メニュー	[導入処理]-[運用設定]-[マイナンバークラウド運用設定]メニュー
[社員情報]-[個人番号処理]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定]メニュー	[社員情報]-[個人番号処理]-[マイナンバークラウド利用者設定]メニュー
[社員情報]-[個人番号処理]-[OBCマイナンバーサービス連携]メニュー	[社員情報]-[個人番号処理]-[マイナンバークラウド連携]メニュー
[導入処理]-[運用設定]-[年末調整申告書サービス連携設定]メニュー	[導入処理]-[運用設定]-[年末調整申告書クラウド連携設定]メニュー
[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニュー	[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニュー
[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービスデータダウンロード]メニュー	[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニュー

● 搭載辞書の更新

郵便番号辞書	平成30年3月30日時点
銀行支店辞書	平成30年4月2日時点
市町村辞書	平成30年1月31日時点

今回のプログラムには、平成30年3月26日に公開された更新プログラムの「平成30年中退職社員の源泉徴収票の出力対応」も含まれています。

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.59

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



<<改正情報>>	
平成30年分以降の配偶者の扶養親族等の数の算定方法の変更に対応	2
<<機能追加>>	
奉行連動データ作成の作成形式を変更	3
『年末調整申告書サービス』と連携する項目に死亡年月日が追加 ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	3
搭載辞書を更新	3

《改正情報》

● 平成30年分以降の配偶者の扶養親族等の数の算定方法の変更に対応

平成29年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。

これに伴い、平成30年1月以降の給与等の支払における配偶者の扶養親族等の数の算定方法が変更されています。

平成30年1月以降の給与等の支払で扶養親族等の数を算定するにあたり、配偶者が「源泉控除対象配偶者に該当する場合」は、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

また、「同一生計配偶者が障害者に該当する場合」は、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

※ 配偶者の扶養親族等の数の算定方法は変更されますが、「給与所得の源泉徴収税額表」自体は、平成29年分から変更はありません（税額は改正されていません）。

当システムでは、平成30年より[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの【家族情報】欄の配偶者の扶養区分と、【扶養人数情報】の配偶者区分の選択肢が以下のように変わります。

基本	給与・単価	職業	家族・所得税	社会保障	労働保険	住民税・通勤手当	給与支給	賞与支給	中途・区分
【家族情報】									
配偶者の有無 1 配偶者あり									
No.	フリガナ	性別	生年月日	死亡年月日	居住者区分				
氏名	性別	所属区分	扶養区分	障害者区分	健康扶養区分				
1	ヨコ	1 女性	1999年 5月 3日	年 月 日	0 居住者				
2	洋子	01 妻	1 同居	1 源泉控除配偶	0 対象外	1 加入			
【本人区分情報】									
高学(大)区分 0 対象外									
障害者区分 0 対象外									
勤労学生区分 0 対象外									
平成年度区分 0 対象外									
障害者区分 0 対象外									
非加入区分 0 対象外									
居住者区分 0 居住者									
【扶養人数情報】									
配偶者区分 1 源泉控除配偶									
一般扶養親族 1名 一般障害者 0名									

<平成29年>

【家族情報】 配偶者の扶養区分 および
【扶養人数情報】 配偶者区分

- 「0：控除対象外」
- 「1：一般配偶」
- 「2：老人配偶」



<平成30年>

【家族情報】 配偶者の扶養区分 および
【扶養人数情報】 配偶者区分

- 「0：控除対象外」
- 「1：源泉控除配偶」

注意

今回のプログラムでは、平成30年分の年末調整における「配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正」には対応しておりません。したがって、平成30年に年次更新を実行した後で、平成30年中の退職者の年末調整計算を行うことはできません。

《 関連メニュー 》

- ・ [社員情報] - [社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理] - [汎用データ作成] - [社員情報データ作成]メニュー

<<機能追加>>-----

● 奉行連動データ作成の作成形式を変更

[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[法定調書奉行データ作成]メニューで作成する連動データの作成形式が、「Shift-JIS」形式から「Unicode (UTF-8)」形式に変更されました。これに伴い、Ver.2.59で作成した連動データは、Ver.2.58以前のプログラムで受け入れられなくなりました。Ver.2.59で作成した連動データ受け入れる場合は、『法定調書奉行』もVer.2.59をセットアップしてから、連動データ受入を行ってください。

※Ver.2.58以前のプログラムで作成した連動データについては、Ver.2.59のプログラムで受け入れることは可能です。

<< 関連メニュー >>

[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[法定調書奉行データ作成]メニュー

● 『年末調整申告書サービス』と連携する項目に死亡年月日が追加 < 『年末調整申告書サービス』をお使いの場合 >

[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニューで『年末調整申告書サービス』に連携する項目として、「死亡年月日」が追加されました。これに伴い、年の途中で扶養親族が死亡した場合に、翌年用の扶養控除等異動申告書に死亡した扶養親族が含まれなくなります。

※[年末調整申告書サービス利用者設定 - 条件設定]画面の[基本設定]ページで、「利用者情報の更新」を選択して家族情報を更新すると、死亡年月日も更新されます。

● 搭載辞書の更新

郵便番号辞書	平成29年9月29日時点
銀行支店辞書	平成29年10月4日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.58

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

改正情報	
短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の適用拡大に対応	2
機能追加	
搭載辞書を更新	2

改正情報

● 短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の適用拡大に対応

平成29年4月1日から、労使で合意がなされた場合は従業員500人以下の事業所でも厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります。該当する短時間労働者がいる場合は、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。

当システムでは、[社員情報]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページのパート区分に「2：対象（短時間）」が追加されました。

これに伴い、[社員情報]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページのパート区分の「1：対象」の名称が「1：対象（パート）」に変更されました。

パート区分が「2：対象（短時間）」の社員の場合は、月額変更処理や算定基礎処理の標準報酬月額算定にかかる支払基礎日数について、各月11日以上で標準報酬が算定されます。

届出書の備考詳細欄に「短時間労働者」と初期表示することができるようになりました。その場合は、各条件設定画面の[備考設定]ページで設定します。

関連メニュー

- ・ [社会保険]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]メニュー

機能追加

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成29年3月31日時点
銀行支店辞書	平成29年4月5日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.57

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

 離婚した場合など、過去の源泉徴収票に当時の扶養家族の個人番号を出力可能	2
既存の利用者情報との関連付けの際の設定状況の表示を改善 < 『OBCマイナンバーサービス』 をお使いの場合 > < 『年末調整申告書サービス』 をお使いの場合 >	2
別データ領域と関連付いている利用者情報を一括で解除可能 < 『OBCマイナンバーサービス』 をお使いの場合 > < 『年末調整申告書サービス』 をお使いの場合 >	3
『OBCマイナンバーサービス』 と連携する項目に居住者区分が追加 < 『OBCマイナンバーサービス』 をお使いの場合 >	3
法人番号に13桁未満の番号も入力可能	3
搭載辞書を更新	3



● 離婚した場合など、過去の源泉徴収票に当時の扶養家族の個人番号を出力可能

今までは、離婚に伴って社員情報から家族情報を削除すると個人番号データも削除されるため、離婚前の年末調整時の源泉徴収票に当時の扶養家族の個人番号を出力することはできませんでした。

今回から、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで **配偶者削除** や **行削除** を押して過去の年末調整に含まれていた扶養家族を削除しても、個人番号は削除されません。したがって、当時の源泉徴収票に個人番号を出力できるようになりました。

過去の扶養家族については、[個人番号一括入力 - 条件設定]画面の[基本設定]ページで「過去の扶養家族を含めて入力する」にチェックを付けると確認できます。

※過去の年末調整に含まれていない家族情報を削除した場合は、過去の扶養家族にはなりません。

今までと同様に、個人番号データと共に削除されます。

※『OBCマイナンバーサービス』に接続して運用している場合で、当システムで社員情報から過去の年末調整に含まれていた扶養家族を削除した場合は、『OBCマイナンバーサービス』の利用者の家族情報が過去配偶者情報・過去扶養家族情報に移行します。

また、[社員情報]-[個人番号処理]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定]メニューで過去の扶養家族情報を『OBCマイナンバーサービス』の利用者情報に追加や関連付けることができます。

《 関連メニュー 》

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[OBCマイナンバーサービス連携]-[個人番号アップロード]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[OBCマイナンバーサービス連携]-[個人番号ダウンロード]メニュー

● 既存の利用者情報との関連付けの際の設定状況の表示を改善

<『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合>

<『年末調整申告書サービス』をお使いの場合>

今までは、[OBCマイナンバーサービス利用者設定 - 条件設定]画面の[基本設定]ページで設定内容に「既存の利用者情報との関連付け」を選択して画面を表示した場合に、これから関連付ける利用者情報の氏名の右側には何も表示されていませんでした。

今回から、氏名の右側に<未設定>と表示されるように変更されました。

<未設定>と表示されることで、関連付けされていない社員や扶養家族がわかりやすくなります。

既存の利用者情報との関連付け		新規追加する利用者情報	
氏名	個人番号	氏名	個人番号
山田 一朗	110000	山田 一朗	100000
花子	100000	花子	100000
			未設定

※『年末調整申告書サービス』をお使いの場合は、[年末調整]-[年末調整申告書サービス連

携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニューになります。

- **別データ領域と関連付いている利用者情報を一括で解除可能**
＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞
＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

現在のデータ領域ではなく別データ領域で、『OBCマイナンバーサービス』の利用者情報と関連付けられている社員や扶養家族がいる場合に、一括で関連付けを解除し、再設定できるようになりました。

その場合は、[OBCマイナンバーサービス利用者設定 - 条件設定]画面の[基本設定]ページで設定内容に「既存の利用者情報との関連付け」を選択して画面を表示し、

を押します。

別データ領域との関連付けが解除され、現在のデータ領域で利用者情報の関連付けが再設定されます。

※『年末調整申告書サービス』をお使いの場合は、[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニューになります。

- **『OBCマイナンバーサービス』と連携する項目に居住者区分が追加**
＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞

社員本人や家族が非居住者か否かによって個人番号の保管の必要性が異なるため、『OBCマイナンバーサービス』の利用者情報の項目に、「居住者区分（個人番号保管対象）」が追加されました。

これに伴い、当システムの[社員情報]-[個人番号処理]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定]メニューで『OBCマイナンバーサービス』に連携する項目として、「居住者区分（個人番号保管対象）」が追加されました。

※[OBCマイナンバーサービス利用者設定 - 条件設定]画面の[基本設定]ページで設定内容に「利用者情報の更新」を選択し、[詳細設定]ページで「居住者区分」や「家族情報」にチェックを付けると、本人や家族の居住者区分を更新することもできます。

- **法人番号に13桁未満の番号も入力可能**

[導入処理]-[会社情報登録]メニューの[基本]ページで法人番号に13桁未満の番号も入力できるようになりました。

法人の会社で、一部、個人事業主として給与支払されている場合に、源泉徴収票に入力した13桁未満の番号で印字できます。

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	平成29年 1月31日時点
銀行支店辞書	平成29年 2月 1日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.55

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

改正情報	
平成28年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応	2
給与所得控除の上限額の引き下げの改正に対応	3
源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」を表示・印字可能	3
機能追加	
年末調整申告書サービスデータをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	4
個人番号操作履歴で個人番号の用途が明確に分かるように改善	4
搭載辞書を更新	4

● 平成28年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応

平成28年分給与所得の源泉徴収票については、社会保障・税番号制度の導入に伴い、大幅に項目やレイアウト等が変更されました。

これに伴い、新様式に対応した奉行サプライ[6109]単票源泉徴収票と[6009]源泉徴収票を、ご用意いたしました。

[6109]単票源泉徴収票の「給与所得の源泉徴収票」は、税務署提出用と受給者交付用で1枚の用紙になっています。

[6109]単票源泉徴収票の「給与支払報告書（個人明細書）」は、市町村提出用2片で1枚の用紙になっています。

源泉徴収票を印刷するか、給与支払報告書を印刷するかは、[源泉徴収票 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで設定できます。

[6009]源泉徴収票は、「給与所得の源泉徴収票」は税務署提出用と受給者交付用、「給与支払報告書（個人明細書）」は市区町村提出用2枚の4枚複写になっています。

[6109]単票源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票）

[6109]単票源泉徴収票（給与支払報告書）

[6109]単票退職者用源泉徴収票に、給与所得の源泉徴収票を印字することもできます。
 過去年の源泉徴収票は、旧様式の奉行サプライ（[4109]単票源泉徴収票、[4009]源泉徴収票）に印刷
 できます。

参 考

[源泉徴収票 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、「個人番号を印字する」にチェックを付け
 ると、個人番号が印字されます。

チェックを付けても、源泉徴収票の受給者交付用には個人番号は印字されません。

関連メニュー

- ・ [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]メニュー

● **給与所得控除の上限額の引き下げの改正に対応**

給与所得控除の上限額が、下表のとおり、平成29年分の所得税から引き下げられることとされました。

	改正前	改正後
	平成28年分の所得税	平成29年分の所得税
上限額が適用される 給与収入	1,200万円超	1,000万円超
給与所得控除の 上限額	230万円	220万円

上記の改正に伴い、平成29年分の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」、「賞与に対する源泉徴収
 税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されました。
 当システムでは、平成29年1月の給与（賞与）処理から、新しい税額表をもとに所得税が計算されま
 す。

平成28年以前の給与（賞与）処理を行う場合は、平成28年以前の税額表で所得税が計算されます。

● **源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」を表示・印字可能**

平成28年1月1日以後に支払われる通勤手当の1ヵ月の非課税限度額が、10万円から15万円に引き
 上げられたことに伴い、通勤手当を精算する社員がいる場合は、源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」
 を印字する必要があります。

当システムでは、[年末調整]-[給料等調整入力]メニューで **通勤精算** を押し、非課税となる通勤手当
 を入力すると、[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューで表示・印字できるようになりました。

区 分	金 額	税 額
給料・手当等	2,896,000	35,310
賞 身 等	0	0
中途調整収入	1,000,000	10,000
計	3,896,000	45,310
<給与所得控除>	2,576,800	配偶者合計所得
社会保 給与控除分	62,659	0
険料等 申告控除分	0	旧長期損害保険料
控除額 小規模共済掛金	0	0
生命保険料控除額	0	小規模共済掛金
地震保険料控除額	0	0
配偶者特別控除額	0	国民年金保険料
配偶扶養基礎控除額	2,350,000	0
<所得控除合計額>	2,412,659	非課税となる通勤手当
<課税給与所得>	164,000	10,000

機能追加

- 年末調整申告書サービスデータをダウンロード可能
＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービスデータダウンロード]メニューが追加されました。

年末調整処理を行う前までに、『年末調整申告書サービス』に登録されている「扶養控除等（異動）申告書」「保険料控除申告書」「配偶者特別控除申告書」「住宅借入金等特別控除申告書」などの申告書データを、当システムにダウンロードします。

また、必要に応じて、翌年分の扶養控除等（異動）申告書の申告書データをダウンロードすることもできます。

- 個人番号操作履歴で個人番号の用途が明確に分かるように改善

[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号操作履歴]メニューで、どのメニューで個人番号を操作したかを確認できましたが、より用途が明確に分かるように、処理メニューの後に「〇年分」と、必要に応じて表示されるようになりました。

利用者アカウント	日付・時刻	製品名	処理メニュー	社員番号	氏名	操作対象
100001	2016/08/27 18:15:52	給与実行	源泉徴収票-平成28年分	100001	川谷 しげる	個人番号
100001	2016/08/27 18:21:08	給与実行	個人番号一括入力	100001	川谷 しげる	個人番号

- ＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞

『OBCマイナンバーサービス』の[会社情報登録]メニューの個人番号操作ログ設定で、利用目的の記録を「する」に設定している場合は、[ログ参照]メニューの[個人番号操作ログ]ページの利用目的欄に「〇年分」と、必要に応じて表示されるようになりました。

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成28年8月31日時点
銀行支店辞書	平成28年8月31日時点
市町村辞書	平成27年2月1日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.54

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

改正情報	
厚生年金保険の標準報酬月額等級追加に対応	2
機能追加	
『OMSS+ 年末調整申告書サービス』との連携に対応 <『年末調整申告書サービス』をお使いの場合>	2
搭載辞書を更新	3

改正情報

● 厚生年金保険の標準報酬月額等級追加に対応

平成28年10月1日から、厚生年金保険の標準報酬月額の等級に、新たな等級（第1等級：88千円）が追加されます。

当システムでは、[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで新しい等級の標準報酬月額を登録できるようになりました。

改正前			
標準報酬		報酬月額	
等級	月額	円以上	円未満
1	98,000	~	101,000
2	104,000	101,000	~ 107,000
3	110,000	107,000	~ 114,000
}			
30	620,000	605,000	~



改正後			
標準報酬		報酬月額	
等級	月額	円以上	円未満
1	88,000		~ 93,000
2	98,000	93,000	~ 101,000
3	104,000	101,000	~ 107,000
4	110,000	107,000	~ 114,000
}			
31	620,000	605,000	~

追加された等級

機能追加

● 『OMSS+ 年末調整申告書サービス』との連携に対応 ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

『OMSS+ 年末調整申告書サービス』（以下、『年末調整申告書サービス』）とは、従業員が年末調整時に提出する「扶養控除等（異動）申告書」や「保険料控除申告書」などの申告書を、スムーズに配布・回収・内容確認できる弊社の業務サービスです。

当システムと『年末調整申告書サービス』の申告書データを連携して利用することで、各申告書の印刷や郵送にかかるコスト、年末調整処理の入力業務を大幅に削減できます。

参考

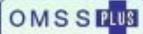
『年末調整申告書サービス』の詳細については、以下のサイトをご参照ください。
<http://www.obc.co.jp/click/bugyo-i/nencho/>

注意

「OMSS」および「OMSS+」の契約期間が終了した時点で、『年末調整申告書サービス』と接続できなくなりますので、ご注意ください。

参考

操作説明（ヘルプ）では、「OMSS+」の業務サービスで提供する機能を、以下のように記載しています。

 または『OMSS+』

関連メニュー

[導入処理]-[運用設定]-[年末調整申告書サービス連携設定]メニュー

『年末調整申告書サービス』のサービス開始に伴い、『OBCマイナンバーサービス』に接続して運用している場合に表示される[個人番号収集対象者設定]メニューのメニュー名が、[社員情報]-[個人番号処理]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定]メニューに変更されました。

● **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	平成28年7月29日時点
銀行支店辞書	平成28年8月3日時点
市町村辞書	平成27年2月1日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.53

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

『OMSS+ OBCマイナンバーサービス Value』との連携に対応 ＜『OBCマイナンバーサービス Value』をお使いの場合＞	2
当システムから電子証明書の更新が可能 ＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞	2
別データ領域の利用者も関連付けが可能 ＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞	2
法定調書奉行で受け入れる連動データに、個人番号を含めるかを設定可能	3
搭載辞書を更新	3

- 『OMSS+ OBCマイナンバーサービス Value』との連携に対応
＜『OBCマイナンバーサービス Value』をお使いの場合＞

『OMSS+ OBCマイナンバーサービス Value』（以下、『OBCマイナンバーサービス Value』）とは、個人番号を確実かつ安全に保管し、利用・提供・廃棄までの管理を実現するサービスです。

対面等で収集した個人番号を、当システム（または『OBCマイナンバーサービス Value』）から入力し、安全に保管できます。『OBCマイナンバーサービス Value』に保管されている個人番号は、当システムで参照・利用することができます。

参考

『OBCマイナンバーサービス Value』の詳細については、以下のサイトをご参照ください。

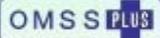
<http://www.obc.co.jp/click/bugyo-i/mynumber/value/>

注意

「OMSS」および「OMSS+」の契約期間が終了した時点で、『OBCマイナンバーサービス Value』と接続できなくなりますので、ご注意ください。

参考

操作説明（ヘルプ）では、「OMSS+」の業務サービスで提供する機能を、以下のように記載しています。

 または『OMSS+』

『OBCマイナンバーサービス Value』のサービス開始に伴い、『マイナンバー収集・保管サービス』の名称が『OBCマイナンバーサービス』に変更されました。

これに伴い、[導入処理]-[運用設定]-[マイナンバー収集・保管サービス運用設定]メニューのメニュー名が、[導入処理]-[運用設定]-[OBCマイナンバーサービス運用設定]メニューに変更されました。

- 当システムから電子証明書の更新が可能
＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞

当システムから電子証明書の有効期限を更新できるようになりました。

更新する場合は、[導入処理]-[運用設定]-[OBCマイナンバーサービス運用設定]メニューで  を押して、電子証明書を更新します。

- 別データ領域の利用者も関連付けが可能
＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞

[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号収集対象者設定]メニューで[個人番号収集対象者設定 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの設定内容で「既存の利用者情報との関連付け」を選択している場合に、別データ領域に関連付けられている利用者も表示できるようになりました。別データ領域に関連付けられている利用者も表示する場合は、[個人番号収集対象者設定 - 条件設定]画面の[詳細設定]ページで、「別データ領域に関連付けられている利用者も表示する」にチェックを付けます。

- **法定調書奉行で受け入れる連動データに、個人番号を含めるかを設定可能**

[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[法定調書奉行データ作成]メニューで連動データを作成する際に、個人番号を含めて作成するかを設定できるようになりました。

今までは、必ず個人番号を含めて連動データが作成されました。今回から個人番号を含めずに連動データを作成することもできます。個人番号を含めずに連動データを作成する場合は、[法定調書奉行データ作成 - 条件設定]画面の[基本設定]ページで、「個人番号を含めて作成する」のチェックを外します。

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	平成28年5月31日時点
銀行支店辞書	平成28年6月1日時点
市町村辞書	平成27年2月1日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.52

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

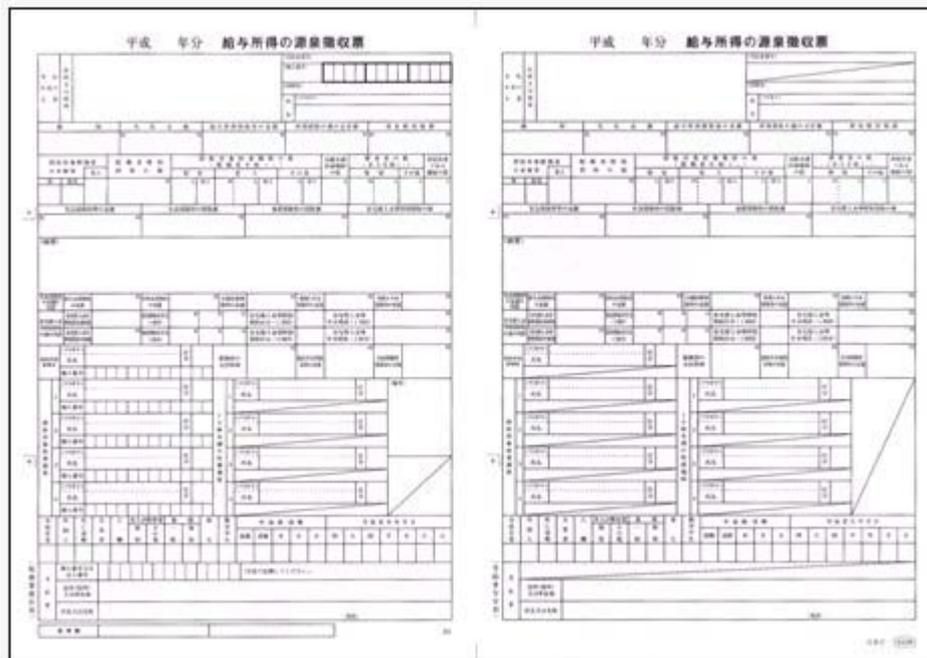
改正情報	
平成28年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応	2
健康保険の標準報酬月額の上限、標準賞与額の年間上限の引き上げに対応	3
住民税の特別徴収税額の決定・変更通知書の項目名の変更に対応	4
住民税納付書の納入申告書に法人番号を印字可能	4
機能追加	
厚生年金基金の代行返上・解散に伴い、届出書に出力する種別を設定可能	4
年金事務所を検索可能	5
搭載辞書を更新	5

● 平成28年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応

平成28年分給与所得の源泉徴収票については、社会保障・税番号制度の導入に伴い、大幅に項目やレイアウト等が変更されました。

これに伴い、奉行サプライの「源泉徴収票」を変更し、平成28年中の退職者に配布する源泉徴収票としてご利用いただけるようになりました。

[6109] 単票退職者用源泉徴収票



新しい様式の奉行サプライは、品番が変更されていますので、ご注意ください。

印刷する奉行サプライに合わせて、[源泉徴収票 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。

関連メニュー

- ・ [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]メニュー

源泉徴収票の新様式対応に伴い、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの【家族情報】に、居住者区分が追加されました。

扶養控除等（異動）申告書または配偶者特別控除申告書で「非居住者である親族」として提出された扶養親族の場合は、「1：非居住者」を設定します。

また、【扶養人数情報】に上記の人数が集計される非居住者親族も追加されました。

非居住者の扶養親族については、源泉徴収票の非居住者である扶養親族の数欄に人数、区分欄に が表示・印字されます。

【家族情報】

氏名	性別	生年月日	死亡年月日	世帯区分	世帯区分
アノ	1 女性	1975年 8月 21日	年 月 日	1 非居住者	0 未加入
メアソー	0 男	1 国籍	1 一般配偶	0 対象外	0 未加入
アノ	0 男性	2010年 3月 20日	年 月 日	1 非居住者	0 未加入
ジュームス	0 男性	1 国籍	0 年少扶養	0 対象外	0 未加入
	0 男性	1 国籍	0 特別対象外	0 対象外	0 未加入
	0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 未加入
	0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 未加入
	0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 未加入
	0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 未加入
	0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 未加入
	0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 未加入

【世帯区分情報】

世帯区分: 1 一般配偶

【扶養区分情報】

扶養区分: 0 一般配偶

一般扶養親族: 0 歳 - 一般扶養者: 0 歳

特定扶養親族: 0 歳 - 特定扶養者: 0 歳

老人扶養親族: 0 歳 - 老人扶養者: 0 歳

同居世帯員: 0 歳 - 同居世帯員: 0 歳

年少扶養親族: 1 歳 - 年少扶養者: 0 歳

世帯区分: 1 歳

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

居住者区分が「1：非居住者」の場合は、源泉徴収票の区分欄に「○」が印字されます。

● 健康保険の標準報酬月額の上限、標準賞与額の年間上限の引き上げに対応

平成28年4月1日より健康保険法が改正され、健康保険の標準報酬月額表について、等級の上限に3等級が追加されます。追加された等級については、以下のとおりです。

改正前	改正後	標準報酬月額	報酬月額（円）	
			円以上	円未満
1	1	58,000		63,000
+	+	+	+	+
+	+	+	+	+
+	+	+	+	+
47	47	1,210,000	1,175,000	1,235,000
	48	1,270,000	1,235,000	1,295,000
	49	1,330,000	1,295,000	1,355,000
	50	1,390,000	1,355,000	

追加された等級

当システムでは、[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで、追加された等級の標準報酬月額を登録できるようになりました。

厚生年金保険の標準報酬月額については、変更はありません。

また、健康保険の標準賞与限度額についても、年間（当年4月～翌年3月）上限が540万円から573万円に引き上げられました。当システムでは、賞与処理を行う際に、自動的に判定されます。

● 住民税の特別徴収税額の決定・変更通知書の項目名の変更に対応

平成28年1月1日より、「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の「個人番号」の項目名が、「宛名番号」に変更されました。これに伴い、当システムでは、[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページにある【住民税情報】の「個人番号」の項目名が、「宛名番号」に変更されます。

関連メニュー

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー

● 住民税納付書の納入申告書に法人番号を印字可能

[管理資料]-[住民税一覧表]-[住民税納付書]メニューの納入申告書に、法人番号が印字されるようになりました。

退職明細の納入申告書を入力した場合は、会社名の下に法人番号が印字されます。

機能追加

● 厚生年金基金の代行返上・解散に伴い、届出書に出力する種別を設定可能

厚生年金基金の代行返上・解散があった場合に、賞与支払届などの届出書の種別の出力方法について設定できるようになりました。

種別の出力方法を設定する場合は、[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[厚生年金保険区分登録]メニューの[厚生年金基金]ページで、代行返上・解散による種別出力方法を設定します。

今までは、届出書の種別には[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで設定されている種別が出力されていました。

今回から、[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで厚生年金基金用の種別が設定されている場合であっても、代行返上・解散による種別出力方法で「基金未加入の種別で出力する」または「年金事務所提出用だけ基金未加入の種別で出力する」に設定すると、種別を「1（男子）」「2（女子）」で出力することができます。

届出書の提出先の指示にしたがって、設定してください。

関連メニュー

- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]メニュー

● 年金事務所を検索可能

[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニューや[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニューで、年金事務所を検索できるようになりました。

年金事務所を検索する場合は年金事務所名欄でキーボードの [Space] キーを押すと、[年金事務所検索]画面が開きます。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成28年 1月29日時点
銀行支店辞書	平成28年 2月 3日時点
市町村辞書	平成27年 2月 1日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.51

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

 個人番号一括入力メニューで、個人番号が登録済みの扶養家族も表示	2
社員情報登録で配偶者の情報を削除可能	2
個人番号を参照する際の利用目的を登録可能 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	2
マイナンバー収集・保管サービス運用設定の設定内容を印刷可能 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	3
『OMSS+ マイナンバー収集・保管サービス』と連携する際のパフォーマンスを改善 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	3
搭載辞書を更新	3



● 個人番号一括入力メニューで、個人番号が登録済みの扶養家族も表示

今までは、[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニューで[個人番号一括入力 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理区分に「入力」を選択した場合は、すでに個人番号が登録済みの扶養家族は表示されませんでした。

今回から、すでに個人番号が登録済みの扶養家族も表示されるように変更されました（登録済みの個人番号は「*」で表示されます）。これにより、扶養家族の個人番号の登録状況が把握しやすくなり、扶養家族の個人番号が入力しやすくなりました。

※また、[個人番号一括入力 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理区分に「修正」や「削除」を選択した場合に、個人番号が登録されていない扶養家族も表示されるように変更されました（個人番号欄は空欄です）。

社員番号	氏名	個人番号
100001	川谷 しげる	**** * ****
	智子	**** * ****
	拓也	**** * ****
	美恵	**** * ****
100003	小山 信一	**** * ****
	ひろ子	**** * ****
	優	**** * ****
	翔	**** * ****
	ワメ	**** * ****
100004	新井 清雄	
	綾	
100005	麻田 徳治	**** * ****
	春子	**** * ****
	雪枝	**** * ****
	玲於奈	

● 社員情報登録で配偶者の情報を削除可能

[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで登録されている配偶者の情報（氏名や生年月日など）を、削除できるようになりました。削除する場合は、[家族・所得税]ページにカーソルを合わせて **配偶者削除** を押します。

※ **配偶者削除** を押して配偶者の情報を削除した場合は、[社員情報]-[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの配偶者の有無が「0：配偶者なし」に変更されます。また、配偶者の個人番号データも削除されます。

● 個人番号を参照する際の利用目的を登録可能

<『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合>

[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニューで個人番号を参照する場合（[個人番号一括入力 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理区分に「参照」を選択した場合）に、その利用目的を登録できるようになりました。当システムから『マイナンバー収集・保管サービス』にログインした後に、[利用目的入力]画面が表示されます。

利用目的入力

個人番号の利用目的を入力します。
※入力した利用目的は、『マイナンバー収集・保管サービス』で確認できます。
40文字

登録した利用目的は、『マイナンバー収集・保管サービス』の[ログ参照]メニューで確認できます。

これにより、『マイナンバー収集・保管サービス』側で、「当システムで個人番号を参照した際の利用目的」を確認することができます。

※当システムで、登録した利用目的を確認することはできません。

※利用目的は、『マイナンバー収集・保管サービス』で利用目的の記録（『マイナンバー収集・保管サービス』の[会社情報登録]メニューで設定）が「する」に設定されている場合に、登録できます。

《 関連メニュー 》

- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号データ作成]メニュー

● マイナンバー収集・保管サービス運用設定の設定内容を印刷可能 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

[導入処理]-[運用設定]-[マイナンバー収集・保管サービス運用設定]メニューに、印刷機能が追加されました。設定内容を印刷することができます。

※上記の他に、ファンクションキーの **電証配置** の名称が、 **証明書配置** に変更されました。

● 『OMSS+ マイナンバー収集・保管サービス』と連携する際のパフォーマンスを改善

＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

個人番号処理関連のメニューで、『マイナンバー収集・保管サービス』と連携する場合のパフォーマンスが改善されました。

《 関連メニュー 》

- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号データ作成]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[マイナンバー収集・保管サービス連携]-[個人番号アップロード]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[マイナンバー収集・保管サービス連携]-[個人番号ダウンロード]メニュー
- ・ [随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行→法定調書奉行データ作成]メニュー

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成27年10月30日時点
銀行支店辞書	平成27年11月4日時点
市町村辞書	平成27年2月1日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.50

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

《改正情報》	
住宅借入金等特別控除等の改正に対応	2
給与所得控除の上限額の引き下げの改正に対応	3
《機能追加》	
[個人番号収集対象者設定]メニューの条件設定画面に[絞込条件設定]ページが追加 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	3
搭載辞書を更新	3

● 住宅借入金等特別控除等の改正に対応

居住の用に供した日が、平成26年4月1日以後において、特定取得に該当するか否かで住宅借入金等の年末残高の限度額が変わります。

「特定取得」とは、住宅の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額）が、新消費税率（消費税及び地方消費税の税率の引上げ後の8%又は10%の税率）により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等です。

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページに、「特定取得区分」が追加されました。

住宅借入金等特別控除申告書の居住開始年月日の後ろに「（特定）」が印字されている場合は、「1：該当」を選択します。

※この項目は、居住開始年月日が平成26年3月31日以前の場合は、設定できません。

また、汎用データの年末調整データに、以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当 1：該当
2回目—特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当 1：該当

● 給与所得控除の上限額の引き下げの改正に対応

給与所得控除の上限額が、下表のとおり、平成28年分の所得税から引き下げられることとされました。

	改正前	改正後
	平成25年～平成27年分の所得税	平成28年分の所得税
上限額が適用される給与収入	1,500万円超	1,200万円超
給与所得控除の上限額	245万円	230万円

上記の改正に伴い、平成28年分の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されました。

当システムでは、平成28年1月の給与（賞与）処理から、新しい税額表をもとに所得税が計算されます。

※平成27年以前の給与（賞与）処理を行う場合は、平成27年以前の税額表で所得税が計算されます。

《機能追加》

● [個人番号収集対象者設定]メニューの条件設定画面に[絞込条件設定]ページが追加

＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号収集対象者設定]メニューの条件設定画面に、[絞込条件設定]ページが追加されました。役職や社員区分などで、集計する社員を絞り込む場合に設定すると便利です。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成27年8月31日時点
銀行支店辞書	平成27年9月2日時点
市町村辞書	平成27年2月1日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.14

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

《改正情報》	
マイナンバー制度（「社会保障・税番号制度」）の導入に伴い、個人番号や確認書類の入力・管理に対応	2
『OMSS+ マイナンバー収集・保管サービス』との連携に対応 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	2
マイナンバー制度（「社会保障・税番号制度」）の導入に伴い、法人番号の入力欄を追加	3
「児童手当拠出金」の名称を、「子ども・子育て拠出金」に変更	3
《機能追加》	
搭載辞書を更新	3

《改正情報》

- **マイナンバー制度（「社会保障・税番号制度」）の導入に伴い、個人番号や確認書類の入力・管理に対応**

平成27年10月から個人へのマイナンバーの通知が開始されます。

これに伴い、当システムでは、社員や扶養家族の個人番号およびその確認書類（番号確認書類・身元確認書類）を入力・管理できるようになりました。

《 関連メニュー 》

- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号データ作成]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号操作履歴]メニュー

- 『OMSS+ マイナンバー収集・保管サービス』との連携に対応
＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

『マイナンバー収集・保管サービス』とは、個人番号を確実に安全に収集・保管し、利用・提供・廃棄までの管理を実現するサービスです。

このサービスと当システムを連携して使うことで、当システムに登録している社員を『マイナンバー収集・保管サービス』に連携し、『マイナンバー収集・保管サービス』で個人番号を収集して、当システムで参照・管理することができます。

参 考

『マイナンバー収集・保管サービス』の詳細については、以下のサイトをご参照ください。

<http://www.obc.co.jp/click/bugyo-i/mynumber/service/>

『マイナンバー収集・保管サービス』は、「OMSS+」の「業務支援サービス」です。「OMSS+」の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

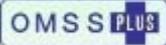
<http://www.obc.co.jp/click/omss/>

注 意

『マイナンバー収集・保管サービス』と接続して運用している場合は、「OMSS」および「OMSS+」の契約期間が終了した時点で、『マイナンバー収集・保管サービス』と接続できなくなりますので、ご注意ください。

参 考

操作説明（ヘルプ）では、「OMSS+」の業務支援サービスで提供する機能を、以下のように記載しています。

 または『OMSS+』

《 関連メニュー 》

- ・ [導入処理]-[運用設定]-[マイナンバー収集・保管サービス運用設定]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号収集対象者設定]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[マイナンバー収集・保管サービス連携]-[個人番号アップロード]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[マイナンバー収集・保管サービス連携]-[個人番号ダウンロード]メニュー

● マイナンバー制度（「社会保障・税番号制度」）の導入に伴い、法人番号の入力欄を追加

平成27年10月から事業主へ法人番号の通知が開始されます。

これに伴い、当システムでは、[導入処理]-[会社情報登録]メニューに「法人番号」の入力欄が追加されました。

● 「児童手当拠出金」の名称を、「子ども・子育て拠出金」に変更

平成27年4月から、「児童手当拠出金」の名称が「子ども・子育て拠出金」に変更されました。

当システムでは、各メニューで「児童手当拠出金」と表示・印字されていた箇所を、「子ども・子育て拠出金（または子育て拠出金）」と表示・印字するように変更されました。

※名称の変更だけで、保険料率や計算方法は変更されません。

《 関連メニュー 》

- ・ [導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[厚生年金保険区分登録]メニュー
- ・ [導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニュー
- ・ [社員情報]-[社員情報登録]メニューの[社員情報登録 - 調整額等]画面の[事業主負担]ページ
- ・ [給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニューや[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与処理]メニューの明細付加情報
- ・ [社会保険]-[標準報酬改定一覧表]メニュー
- ・ [社会保険]-[保険料一覧表]メニュー

《 機能追加 》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成27年7月31日時点
銀行支店辞書	平成27年8月5日時点
市町村辞書	平成27年2月1日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.13

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

《改正情報》	
「社会保険の届書作成プログラム等の改善」に対応	2
《機能追加》	
社会保険の届書を磁気媒体に作成する際の選択肢の名称を変更	2
算定基礎届で、支払基礎日数が17日未満の月の合計欄に「-」を印字可能	3
住民税FBデータ作成時に、会社銀行が設定されていない市町村をチェック可能	3
厚生年金基金の同月得喪に対応	4
[データ領域選択]画面の各項目の列幅や並び順を保持可能	4
バックアップデータのファイルサイズが小さくなるように変更	5
搭載辞書を更新	5

《改正情報》

● 「社会保険の届書作成プログラム等の改善」に対応

平成27年1月に、日本年金機構が提供する社会保険の届書作成プログラム等が改善されました。

これに伴い、当システムでは、磁気媒体で提出する算定基礎届（[社会保険]-[算定基礎処理]メニューで設定）を作成する場合に、改定予定月が出力されないように変更されました（算定基礎処理画面で、改定予定月が表示されません）。

※算定基礎年が過去年の場合でも、改定予定月は表示されません。

また、汎用データ作成の算定基礎データから、「改定予定月」の項目が削除されました。

《機能追加》

● 社会保険の届書を磁気媒体に作成する際の選択肢の名称を変更

平成26年9月末に、日本年金機構がフロッピーディスク（FD）を利用した健康保険・厚生年金保険適用関係の届出の受付を終了しました。

これに伴い、当システムでは、社会保険の届書を磁気媒体に作成する際の[磁気媒体届書作成]画面にある作成形式の選択肢の名称を、「磁気媒体(FD・CD等)届書用」から「磁気媒体申請用」に変更しました。

※名称が変更されただけであって、機能に変更はありません。



※画面は、月額変更処理の際の画面になります。

《関連メニュー》

- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]メニュー

- 算定基礎届で、支払基礎日数が17日未満の月の合計欄に「-」を印字可能

[社会保険]-[算定基礎処理]メニューで算定基礎届を印刷する場合に、支払基礎日数が17日未満の月の合計欄に「-」を印字することができるようになりました。支払基礎日数が17日未満の月の合計欄に金額ではなく「-」を印字する場合は、[算定基礎処理 - 届出用紙印刷]画面の[基本設定]ページで、「支払基礎日数が17日未満の月の合計を印字する」のチェックを外します。

算定基礎処理 - 届出用紙印刷

基本設定 | 付属検索 | プリント設定

範囲指定

届出登録番号

最初

最後

7月適用の月額変更処理済社員を除く

届出日

平成 27 年 7 月 1 日 (水)

用紙種類

[400] 単票被保険者算定基礎届

[400] 被保険者算定基礎届

印刷方法

修正平均を必ず印字する

金額の3桁ごとにカンマを印字する

決定後の標準報酬月額を印字する

支払基礎日数が17日未満の月の合計を印字する

チェックが付いていない場合は、「-」が印字されます。
※チェックが付いている場合は、金額が印字されます。

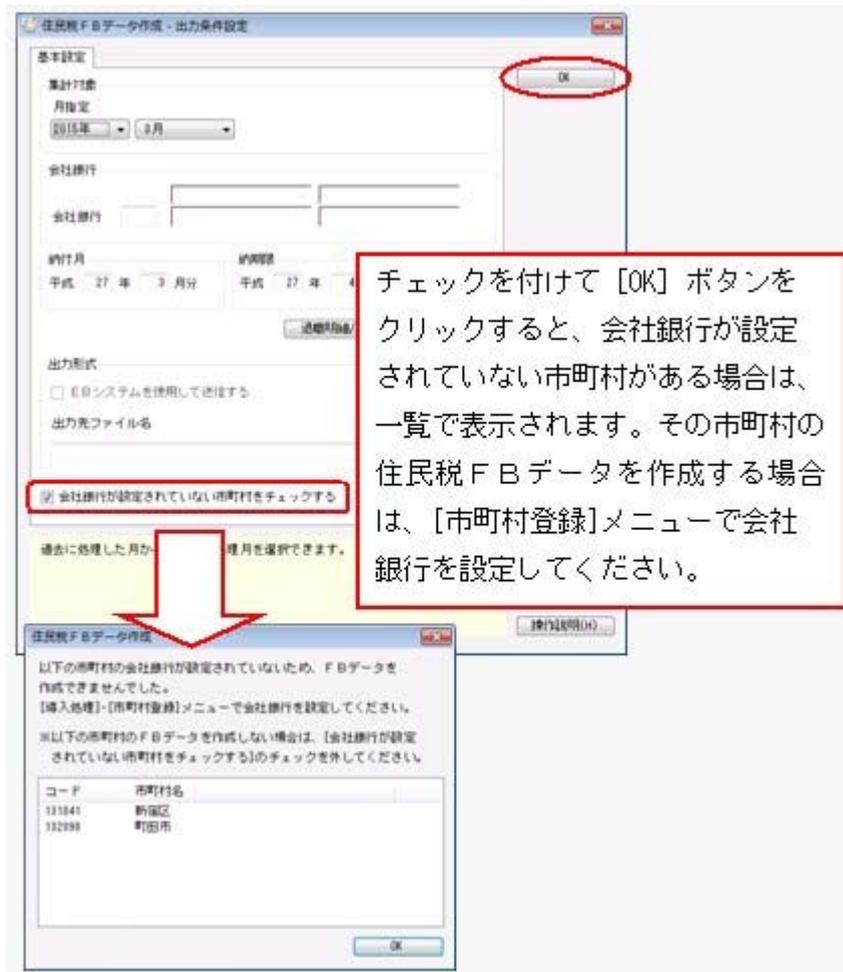
月	氏名	標準報酬月額	支払基礎日数	合計
10	栗井 英治	401421	0	-
30		412500	0	412500
31		418340	0	418340

※パート社員（[社員情報]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページのパート区分が「1：対象」に設定されている社員）の場合は、支払基礎日数が15日未満の月になります。

- 住民税FBデータ作成時に、会社銀行が設定されていない市町村をチェック可能

[管理資料]-[住民税一覧表]-[住民税FBデータ作成]メニューでは、会社銀行が設定されていない市町村は、住民税FBデータが作成されません。今回から、住民税FBデータを作成する際に、会社銀行が設定されていない市町村をチェックすることができるようになりました。

チェックする場合は、[住民税FBデータ作成 - 出力条件設定]画面の[基本設定]ページの「会社銀行が設定されていない市町村をチェックする」にチェックを付けます。チェックを付けた場合は、[導入処理]-[市町村登録]メニューで会社銀行が設定されていない市町村がある場合に、その市町村が一覧で表示されます。

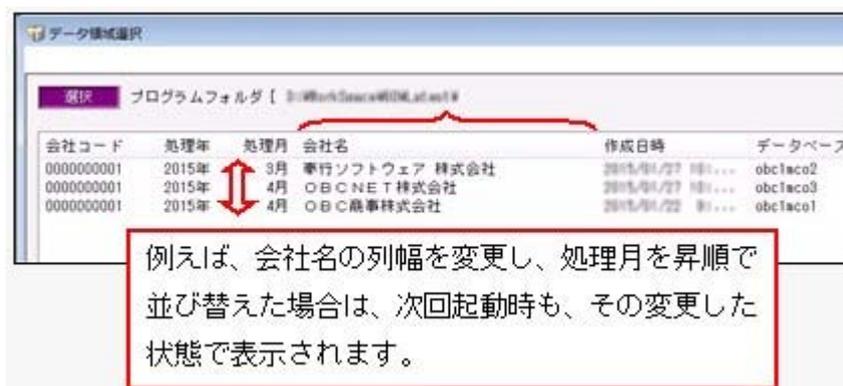


- 厚生年金基金の同月得喪に対応

厚生年金基金に加入している場合で、厚生年金基金の[社員情報]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページの資格取得年月日と資格喪失年月日が同月中の場合（同月得喪の場合）は、給与処理や賞与処理で厚生年金基金が徴収されなくなりました。

- [データ領域選択]画面の各項目の列幅や並び順を保持可能

[データ領域管理]-[データ領域選択]メニューで、画面の各項目の列幅や並び順を変更した場合に、その情報が保持されるようになりました。次回起動時も、担当者個人の見やすい幅や並び順で表示されます。



《 関連メニュー 》

- ・ [データ領域管理]-[データ領域選択]メニュー
- ・ [データ領域管理]-[データ領域保守]-[データ領域変更]メニュー
- ・ [データ領域管理]-[データ領域保守]-[データ領域削除]メニュー

● バックアップデータのファイルサイズが小さくなるように変更

[随時処理]-[バックアップ]メニューでバックアップデータを「OBC専用モード」で作成した際に、バックアップデータが自動的に圧縮されるようになり、サイズが小さくなりました。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成27年2月27日時点
銀行支店辞書	平成27年3月4日時点
市町村辞書	平成27年2月1日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.12

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



《改正情報》	
マイカー通勤者の通勤手当の非課税範囲の改正に対応	2
《機能追加》	
搭載辞書を更新	2

《改正情報》

- **マイカー通勤者の通勤手当の非課税範囲の改正に対応**

平成26年10月17日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

《機能追加》

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	平成26年10月31日時点
銀行支店辞書	平成26年11月5日時点
市町村辞書	平成26年9月1日時点

奉行J - 給与編 -

機能アップガイド

Ver.2.11

小規模法人向けソフト

奉行[®]
- 給与編 -



目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

《改正情報》	
平成27年分給与所得の源泉徴収税額表の改正に対応	2
《機能追加》	
給与処理時点の基本給単価を、支給明細書に印字可能	2
同月内に2回以上賞与を支払った場合でも、賞与処理回ごとに賞与支払届を作成可能	2
住民税情報の入力内容を確認する場合に、納付先市町村別一覧表を印刷可能	2
住民税納付リストに「年税額」を印字	3
[源泉徴収票[退職社員用]]メニューで、支払金額がない退職社員の源泉徴収票を表示・印刷可能	3
月額変更処理・算定基礎処理を行うことができる社員の判定方法を追加	3
 年末調整画面に各種申告書の転記元画面を用意	3
控除額適用区分の選択肢の名称を変更	4
雇用転換した場合に、源泉徴収票に入社年月日を表示・印字しないように改善	4
単独年調による過不足税額を、翌年1月の給与処理に転送可能	5
産前産後休業の社員の届出書の備考詳細欄に、「産前産後休業」と初期表示が可能	5
給与（賞与）処理時点の社員情報で仕訳伝票を作成可能	5
 仕訳コードを設定する際に、有効な部門だけを表示可能	6
よく使うメニューをすばやく開ける、ダイレクト起動メニューを追加	6
 クイックメニューにコピー機能（クリップボード）を追加 ＜「OMSS」の「Office連携サービス」をお使いの場合＞	6
搭載辞書を更新	7

《改正情報》

● 平成27年分給与所得の源泉徴収税額表の改正に対応

平成27年分以後の所得税の税率について、課税所得4,000万円超の区分が設けられ、その税率を45%とすることとされたことに伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」および「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改正されました。平成27年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

当システムでは、平成27年1月の給与（賞与）処理から、新しい税額表をもとに所得税が計算されます。

※平成26年以前の給与（賞与）処理を行う場合は、平成26年以前の税額表で所得税が計算されます。

《機能追加》

● 給与処理時点の基本給単価を、支給明細書に印字可能

[社員情報登録]メニューの[給与・単価]ページに設定されている給与支給1（基本給）の単価ではなく、給与処理時点の基本給単価を、支給明細書のメモ欄に印字できるようになりました。

支給明細書のメモ欄に給与処理時点の基本給単価を印字する場合は、[給与明細書 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、所属・区分参照先に「給与処理時点の社員情報」を選択します。

※[給与（賞与）処理 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページの所属・区分参照先で「給与（賞与）処理時点の社員情報」を選択して給与（賞与）データを印字した場合も、同様です。

● 同月内に2回以上賞与を支払った場合でも、賞与処理回ごとに賞与支払届を作成可能

同月内に2回以上賞与を支払った場合は、その月の最後に支払った日を賞与支払年月日として、合算した賞与額の賞与支払届を作成し、提出します。

今回から、同月内に2回以上賞与を支払った場合でも、賞与処理回ごとに賞与支払届を作成することができるようになりました。その場合は、[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニューの条件設定画面で[賞与額...]ボタンをクリックします。[賞与額指定]画面が開きますので、「選択した処理回の賞与データだけ集計」を選択し、賞与支払届を作成します。

※合算した賞与額の賞与支払届を作成する場合は、[賞与額指定]画面で「過去の賞与データ（同月内2回以上支給）も含めて集計」を選択します。

● 住民税情報の入力内容を確認する場合に、納付先市町村別一覧表を印刷可能

[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]メニューで住民税情報について予約登録を行った場合は、入力内容の確認として「住民税改定データ」を印刷することができます。

今回から、「住民税改定データ」に加えて、「納付先市町村別一覧表」も印刷できるようになりました。納付先市町村ごとに入力内容を確認できますので、便利です。

「住民税改定データ」または「納付先市町村別一覧表」を印刷する場合は、[住民税改定 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページの帳票選択で、印刷する帳票を選択します。

● 住民税納付リストに「年税額」を印字

[管理資料]-[住民税一覧表]-[住民税納付リスト]メニューの住民税納付リストに、住民税の「年税額」が印字されるようになりました。[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページに登録されている【住民税情報】を、確認しやすくなりました。
 ※転送する場合も、「年税額」が出力されます。

住民税納付リスト

○目C 株式会社
 【社員用】 PAGE: 1

社員番号	氏名	年税額	前06月分	7月分以降
【合計 25名】		3,431,671	342,471	317,200
【111007 さいたま市 1名】 控除番号 21680				
100014	山田 静夫	127,800	12,300	16,600
【112011 川越市 1名】 控除番号 5668				
100019	藤橋 宗正	230,000	21,000	19,000
【112028 川口市 1名】 控除番号 14021				
100026	藤川 光典	132,314	11,314	11,000
【121002 千葉市 1名】 控除番号 12024				
100007	田中 敏夫	133,300	12,300	11,000
【131032 港区 3名】 控除番号 54910				
100013	藤井 英治	190,346	16,546	14,900
100017	藤井 和幸	199,700	18,200	16,600
100020	今村 幸一	211,600	19,000	17,600

● [源泉徴収票[退職社員用]]メニューで、支払金額がない退職社員の源泉徴収票を表示・印刷可能

[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニューで、支払金額がない退職社員の源泉徴収票を表示・印刷できるようになりました。
 その場合は、条件設定画面で「支払金額がない社員を含めて入力（印刷）する」設定にチェックを付けます。休職していた社員が、支払いがないまま退職した場合など、必要に応じて、ご利用ください。

● 月額変更処理・算定基礎処理を行うことができる社員の判定方法を追加

2以上の事業所に勤務している場合などで、社会保険の標準報酬月額を管理しない社員の場合は、[社会保険]-[月額変更処理]メニューや[社会保険]-[算定基礎処理]メニューで、処理できないように変更されました。

具体的には、[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページの以下の設定にすべて該当する社員は、[月額変更処理]メニューや[算定基礎処理]メニューで呼び出されません。

- ・月額保険料算出区分が「1：直接入力」
- ・健保標準報酬が「0000千円」
- ・厚年標準報酬が「0000千円」

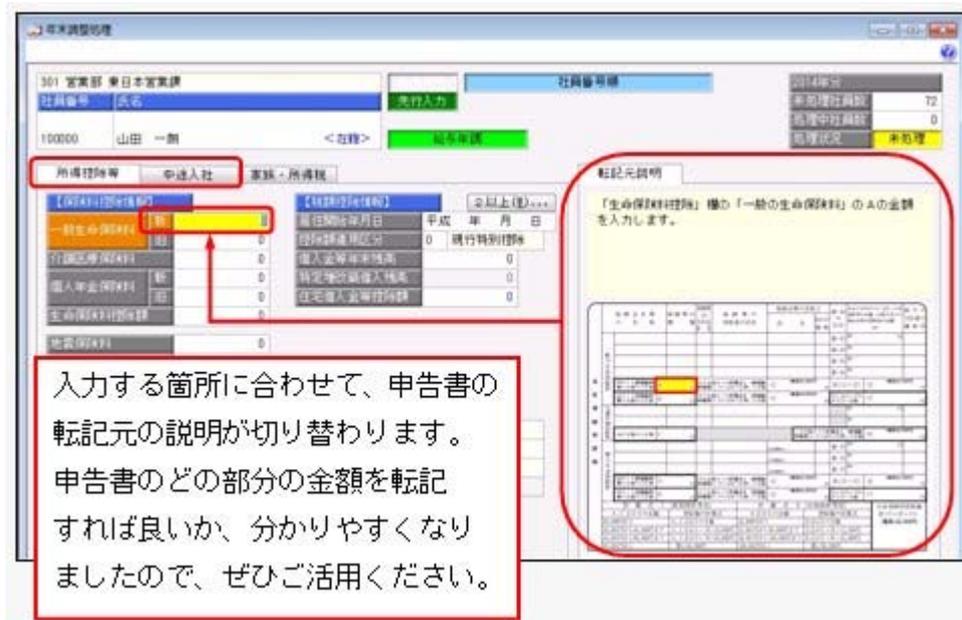
これにより、算定基礎処理や月額変更処理を行う必要がない社員を呼び出さずに、処理を進めることができます。



● 年末調整画面に各種申告書の転記元画面を用意

[年末調整]-[年末調整処理]メニューの[所得控除等]・[中途入社]ページの右側に、各項目の申告書の転記元が説明されている画面が用意され、年末調整データが入力しやすくなりました。

※[年末調整処理 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理方法が「入力・計算を同時に行う<即時計算>」の場合は、**転記元**を押して計算結果画面と切り替えることができます。



入力する箇所に合わせて、申告書の転記元の説明が切り替わります。申告書のどの部分の金額を転記すれば良いか、分かりやすくなりましたので、ぜひご活用ください。

● **控除額適用区分の選択枝の名称を変更**

住宅借入金等特別控除を受ける要件のうち「認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例」に、「認定低炭素住宅について認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を受ける場合（平成24年12月4日より居住の用に供した場合）」も加わりました。これに伴い、[年末調整]-[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの控除額適用区分の選択枝「3：認定長期優良」の名称を「3：認定住宅」に変更しました。また、[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニューで出力した際の、控除額適用区分の選択枝の名称も変更されました。

項目名	備考
控除額適用区分	
2回目－控除額適用区分	「3：認定長期優良」から「3：認定住宅」へ変更

※控除額適用区分コードは、変更ありません。

● **雇用転換した場合に、源泉徴収票に入社年月日を表示・印字しないように改善**

今までは、[年末調整]-[源泉徴収票]メニューの処理年と[社員情報]-[社員情報登録]メニューの[基本]ページの入社年月日の年が同じ場合は、必ず源泉徴収票に入社年月日が表示・印字されていました。したがって、雇用転換した場合で、入社年月日が不要な場合も表示・印字されていました。

今回から、[社員情報登録]メニューの[基本]ページの[社員情報登録 - 前回雇用情報]画面の情報をもとに、前回退職年月日が入社年月日の前日で、前回退職区分が設定されていない場合は、入社年月日が表示・印字されないように改善されました。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]メニュー

● 単独年調による過不足税額を、翌年1月の給与処理に転送可能

[年末調整]-[還付金処理]-[還付金データ転送]メニューが追加されました。

単独年調で年末調整処理を行った場合に、過不足税額を翌年1月の給与処理（控除項目）に転送することができます。翌年1月の給与処理で精算する場合に、給与データ入力画面で過不足税額を入力する手間を省くことができます。

※年末調整処理が終わって[随時処理]-[年次更新]メニューで処理年を翌年に進め、給与処理月を1月に進めてから、[年末調整]-[還付金処理]-[還付金データ転送]メニューで過不足税額を転送します。

※年末調整方法が給与年調や賞与年調の場合は当年12月の給与処理や賞与処理で精算しますので、当メニューは使用しません。

● 産前産後休業の社員の届出書の備考詳細欄に、「産前産後休業」と初期表示が可能

今までは、育児休業の場合に、[社会保険]-[月額変更処理]メニューや[社会保険]-[算定基礎処理]メニューの届出書の備考詳細欄に、「育児休業」と初期表示できました。

今回から、育児休業の社員だけでなく、産前産後休業の社員の場合は、備考詳細欄に「産前産後休業」と初期表示できるようになりました。

その場合は、各条件設定画面の[備考設定]ページで、「産前産後・育児休業」にチェックを付けます。

※産前産後休業や育児休業の社員とは、[社員情報登録]メニューの[基本]ページの在籍区分が「1：休職」で、[社員情報登録]メニューの[中途・区分]ページの休職事由が産前産後休業や育児休業（[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニューの[基本設定]ページの産前産後休業対象区分や育児休業対象区分で選択した区分）の社員です。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社会保険]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]メニュー
- ・ [随時処理]-[処理状況初期化]-[処理済データ再計算]-[月額変更データ再計算]メニュー
- ・ [随時処理]-[処理状況初期化]-[処理済データ再計算]-[算定基礎データ再計算]メニュー

● 給与（賞与）処理時点の社員情報で仕訳伝票を作成可能

[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[仕訳伝票作成]メニューで仕訳伝票を作成する場合は、現在の社員情報の給与体系に紐づく仕訳コードをもとに、仕訳伝票が作成されていました。

今回から、[仕訳伝票作成]メニューの[給与賞与]ページで、所属・区分参照先に「給与（賞与）処理時点の社員情報」を選択すると、給与（賞与）処理時点の給与体系に紐付いた仕訳コードをもとに、仕訳伝票が作成されるようになりました。

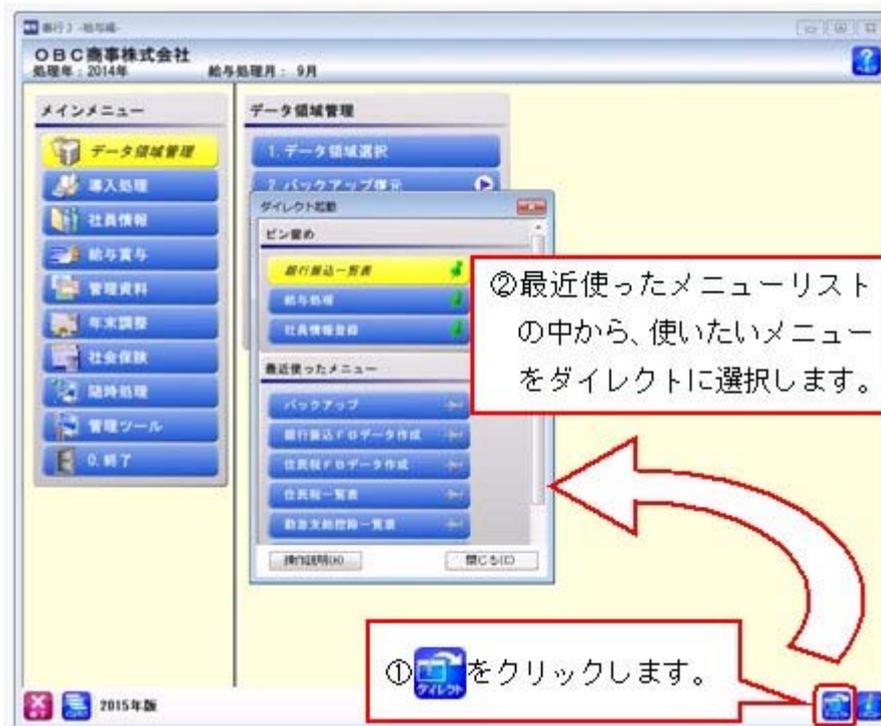
● 仕訳コードを設定する際に、有効な部門だけを表示可能

[随時処理]-[仕訳伝票作成]-[仕訳コード設定]メニューで部門に仕訳コードを設定する場合に、有効な部門だけを表示することができるようになりました。その場合は、
 を押すと [仕訳コード設定 - 表示設定] 画面が開きますので、「有効な部門だけを表示する」を選択します。

● よく使うメニューをすばやく開ける、ダイレクト起動メニューを追加

ダイレクト起動メニューを利用すると、最近使ったメニューを簡単に開くことができます。

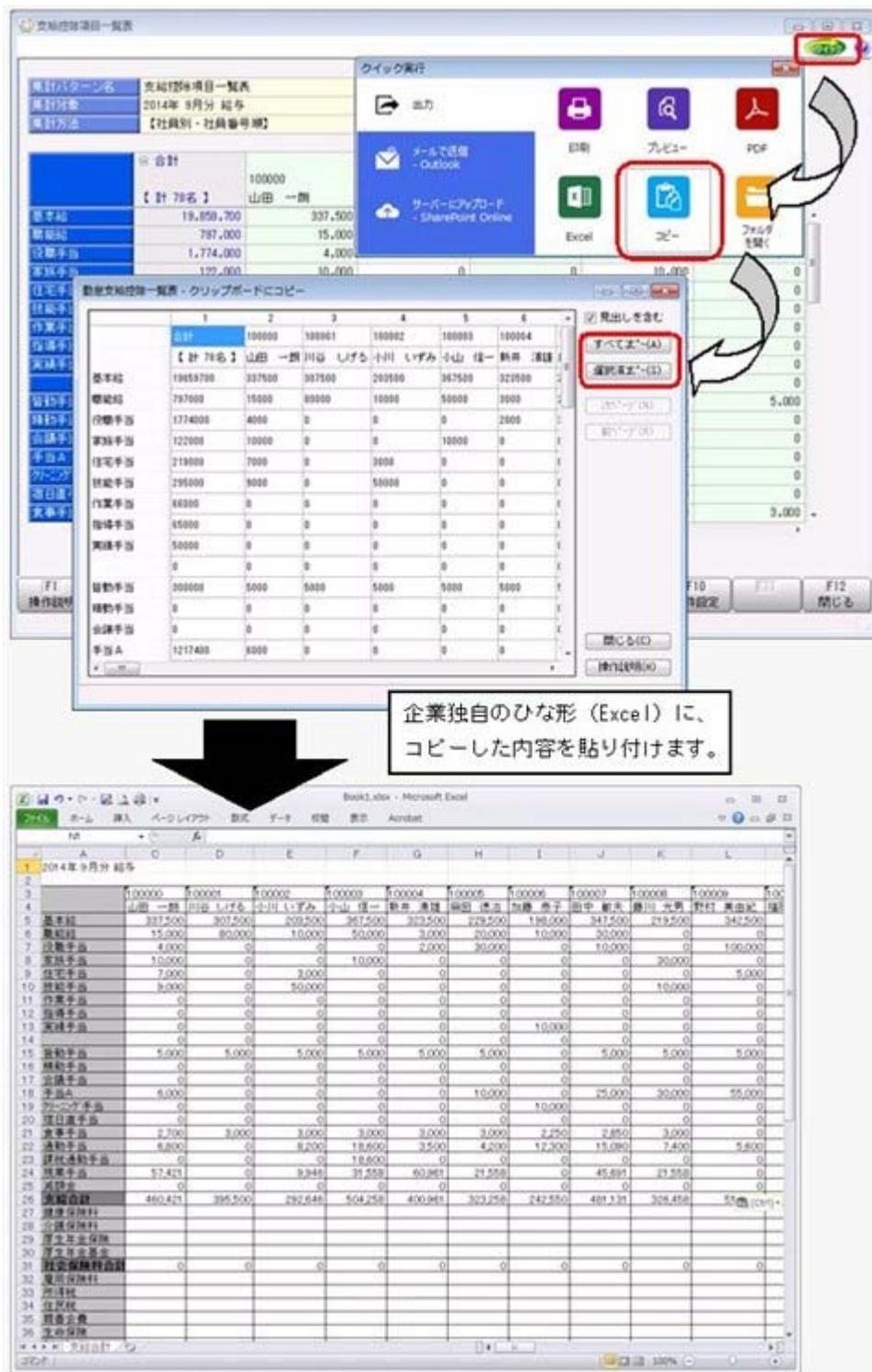
さらに、よく使うメニューをリストに固定表示することで、毎日使用しているメニューをすばやく起動できます。



● クイックメニューにコピー機能（クリップボード）を追加 <「OMSS」の「Office連携サービス」をお使いの場合>

画面の表示内容をコピーして、企業独自のひな形（Excel）に貼り付けて利用できるようになりました。

▼[イメージ図](#)



● 搭載辞書を更新

- 郵便番号辞書 平成26年 8月29日時点
- 銀行支店辞書 平成26年 9月 3日時点
- 市町村辞書 平成26年 9月 1日時点